

「AsReader OCR」SDK利用申込書 兼 契約書

申込者(以下「甲」という)は、株式会社アスタリスクおよびアスタリスクグループ(以下「乙」という)が開発した「AsReader OCR」SDKを利用に関して、「AsReader OCR」SDK利用規約(別紙1)と、「AsReader OCR」SDKを利用したアプリケーションの利用規約(別紙2)に同意し、システム開発用SDKの利用を申し込む。

甲による申し込み後、乙が申込内容について審査し、承認することにより本契約が締結される。

なお、本契約はSDKの利用の合意、および、SDKを利用したアプリケーションの利用に基づいた基本合意であり、アプリケーションに対する利用料等は、別途、甲(またはユーザー)による発注行為によって確定するものとする。

年 月 日

甲

〒

住所

会社名

責任者氏名

印

(社印、代表者印、事業部長印等、甲規定による責任ある押印、またはサインをお願いします)

連絡先 (内容が不明な場合に問い合わせします。連絡がつく方の記載をお願いします)

担当者名 _____

部署・役職 _____

TEL _____

FAX _____

メールアドレス _____

乙

〒532-0011
大阪府大阪市淀川区西中島5丁目6番16号
新大阪大日ビル201号

株式会社アスタリスク
代表取締役社長 鈴木 規之

(別紙1)

「AsReader OCR」SDK利用規約

第1条(効力)

「AsReader OCR」SDK利用規約(以下「本規約」という)は、株式会社アスタリスクおよびアスタリスクグループ(以下「乙」という)が開発した「AsReader OCR」アプリケーション開発用のSDK、ドキュメント、サンプルアプリ等(以下「本SDK等」という)の提供(以下「本サービス」という)及び、本SDK等を利用して作成したアプリケーション等全て(以下「本アプリ等」という)の利用に関して定めるものである。申込者(以下「甲」という)は、申し込みをすることにより本規約のすべての条項に合意したものとみなし、本規約は効力を生じるものとする。本規約に合意をしない場合は、本サービスを利用してはならない。

第2条(使用許諾)

乙は、甲が本規約事項に同意することを条件に、本アプリ等の開発のために本SDK等を利用する非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不能な権利を許諾する。

第3条(乙の提供範囲、使用環境)

乙は甲に対し、本サービスを、インターネットを通じて提供する。また、本アプリ等を使用する機器のオペレーティングシステムのバージョンアップ等があった場合、乙が本SDK等改修他の対応が必要と判断した場合には、乙はインターネットを通じて必要な情報を公開する。ただし、検証の必要性やインターネット上に情報公開するか否かの判断は乙の裁量によるものとする。甲は、使用するスマートデバイス等の機種・オペレーティングシステムのバージョン等により本サービスの一部または全てが利用できない場合があることを了承する。甲は、自らの責任と負担において、利用するスマートデバイスで本アプリ等の使用が可能かを判断し、甲が利用するスマートデバイスの原因により本サービスが利用できない場合でも、乙は責任を負わない。

第4条(甲の責務)

1. 甲は、本SDK等の全部または一部を、複製、改変もしくは変換することはできない。
2. 甲は、本SDK等に対するリバースエンジニアリング等をしてはならない。
3. 甲は、本アプリ等の開発の目的で第三者に本SDK等を開示する場合には、本規約に定める義務と同一の義務を当該第三者に課し、当該義務を遵守させることを乙に保証し、当該第三者を管理する責務を負う。当該第三者が当該義務に違反したことにより乙に損害が生じた場合、甲は乙に対し、損害賠償責任を無制限に負うものとする。
4. 甲は、本SDK等の全部または一部を、有償または無償を問わず、第三者に販売、頒布、公衆送信、貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をすることはできない。
5. 甲は、本SDK等の著作権表示またはその他の権利表示を削除または変更することはできない。
6. 甲は、本サービスを公序良俗に反する行為その他法令等に違反する行為に利用することはできない。
7. 甲は本アプリ等のユーザーに対し、本アプリ等は、AsReader OCR SDKを利用していること、および「AsReader OCR」SDK利用規約を遵守していることを通知しなければならない。
8. 本条所定の甲の義務は、本サービスが解約された後も永続的に継続されるものとする。

第5条(著作権等の取扱い)

本SDK等ないし本サービスにかかる著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権(以下「著作権等」という)は、乙に帰属する。なお、本規約に基づく甲への使用許諾は、甲に対する何らの権利移転等をも意味しない。

第6条(本サービスの変更)

乙は、甲へ事前に通知することなく、本サービスの内容を変更することができる。甲は、当該変更が生じた場合には、ソフトウェア更新等所定の操作を行なう場合があることを、予め承諾する。

第7条(責任制限)

1. 本アプリ等の利用は、甲自身の責任において行なうものとし、乙は責任を負わない。また、乙は、

サンプルアプリの動作の保証をするものではない。ただし、有償等で別途契約をする場合は、この限りではない。

2. 乙は、甲が本サービスや本アプリ等を利用したこと、または利用できなかったことに起因して甲または第三者が被った直接的または間接的な損害（スマートデバイス、アプリ等の破損を含む）について、一切責任を負わない。ただし、乙に故意または重過失があった場合はこの限りでない。
3. 前項に基づき乙が責任を負う場合、乙が甲または第三者に対して負担する責任の総額は、損害が生じる直前の1年間に本規約のもとで甲が乙に実際に支払った利用料の100%を上限とする。
4. 乙は、甲が第三者に本アプリ等を使用させることにより、甲または第三者が被った損害について、一切責任を負わない。

第8条（海外利用等の責任）

甲は、本サービスや本アプリ等を国外に持ち出す等、諸外国の輸出入関連法規類の適用を受ける場合には、これを遵守するものとし、当該輸出入関連法規類に違反した行為により生じるいかなる問題についても、甲自身の責任でこれを解決するものとする。

第9条（個人情報の取り扱い）

乙および甲は、本サービス利用により知り得た個人情報（顧客の氏名、メールアドレス等）の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法令を遵守しなければならない。また甲は、ユーザーが当該法令を遵守するよう指導に努めなければならない。

第10条（反社会的勢力との関係排除）

1. 甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。
 - a) 自己及び自己の役員が反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと。
 - b) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと。
 - c) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと。
2. 甲又は乙は、相手方が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本規約の全部又は一部を解除することが出来るものとする。

第11条（法的措置）

本規約に関連する一切の紛争は、日本国大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、これを解決するものとする。

(別紙2)

「AsReader OCR」SDKを利用したアプリケーションの利用規約

第1条(効力)

「AsReader OCR」SDKを利用したアプリケーションの利用規約(以下「本規約」という)は、株式会社アスタリスクおよびアスタリスクグループ会社(以下、乙という)が開発したアプリケーション開発ツールであるAsReader OCRのSDK、ドキュメント、サンプルアプリ等の提供(以下「本サービス」)により開発したアプリケーション等全て(以下「本アプリ等」という)の利用に関し定めるものである。申込者(以下「甲」という)は、申し込みをすることにより、本規約のすべての条項に合意したものとし、本規約は効力を生じるものとする。本規約に合意をしない場合は、本アプリ等を利用してはならない。

第2条(使用許諾)

乙は、甲に対し、本規約に従い、本アプリ等をインストールしたスマートデバイス数に応じて、本アプリ等を利用する非独占的、再許諾不可かつ譲渡不能な権利を許諾する。また、複数のスマートデバイス上で本アプリ等を利用する場合は、同時に使用しない場合も含め、使用するスマートデバイスの台数と同数のライセンスを必要とする。

第3条(甲の責務)

甲は、本アプリ等を利用する際、本サービスを用いて開発されていることを確認しなければならない。本アプリ等が本サービスの海賊版等を用いて開発されたことが判明した場合または、「AsReader OCR SDK利用規約」を遵守せずに開発されたことが判明した場合は、本アプリ等を利用してはならない。

第4条(契約の種類、期間)

ユーザーによる本アプリ等の利用は、App StoreまたはGoogle Playなどからダウンロードしたライセンス管理アプリにて管理されるものとする。

ライセンス管理アプリは、ビジネスライセンスの「AsLicense Biz」がある。

「AsLicense Biz」のライセンス料金は、乙が甲(またはユーザー、ユーザー代理人)に対して利用台数に応じた金額を提示し、甲(またはユーザー、ユーザー代理人)がそれを了承の上、乙に発注することにより、契約が成立するものとする。なお、当ライセンスの最低利用期間は1年間とし、最低利用期間以上の期間での発注も可能とする。当ライセンスは、発注時に別途事務手数料が発生する。

なお、別途乙と甲(またはユーザー、ユーザー代理人)が特別に定める条件等により、「ライセンス管理アプリを使わない」ことを検討することもある。

第5条(AsLicense Bizの途中の台数追加)

前条「AsLicense Biz」の場合、原契約の終了日まで1年に満たない場合であっても、原契約の終了日までの台数を追加して発注することができるものとする。この場合も、乙が甲(またはユーザー、ユーザー代理人)に対して利用台数に応じた金額を提示し、甲(またはユーザー、ユーザー代理人)がそれを了承の上、乙に発注することにより、契約が成立するものとする。また、追加発注時には、別途事務手数料が発生するものとする。

第6条(著作権等の取扱い)

本サービスにかかる著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権(以下「著作権等」という)は乙に帰属するが、乙は、甲が独自に開発した本アプリ等に対しては、権利を主張しない。ただし、本アプリ等において利用されている本サービスに対しては、この限りでない。

第7条(禁止事項)

甲は、本サービスを利用するにあたり、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。また、甲は、ユーザーが前項各号の禁止事項を遵守するよう監視する義務を負い、ユーザーの行為につき、乙に対して一切の責任を負う。

- 1) 乙の著作権および関連する著作権、その他の知的財産権(本サービスにかかるものを含むが、これに限らない)を侵害する行為
- 2) 本サービスに対するリバースエンジニアリング等の行為

- 3) 乙の本サービスの提供を妨害する行為
- 4) 第三者の本サービスの利用に支障を与える行為
- 5) 本サービスを利用するために知り得た情報を、本サービスの利用以外の目的に用い、または第三者に開示、提供する行為
- 6) 乙に無断で第三者に広告、宣伝、勧誘、嫌がらせメール、もしくは有害なコンピュータプログラムを送信する行為
- 7) 本サービスを利用するために知り得た情報を、契約中および契約解除後においても、第三者に開示、提供する行為。

第8条(免責)

本サービスに関して、甲およびユーザーが第三者に損害を与えた場合、または甲およびユーザーと第三者との間で紛争が生じた場合、甲の責任において解決する。ただし、乙の責によることが明らかな場合は、乙の責任において解決する。乙は、天災、火災、騒乱、第一種電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合など、やむを得ない理由によるデータの延着、未達、流失、消失、改ざん、文字化け等に対しては、責任を負わないものとする。乙は、甲およびユーザーが所有する設備、端末、ソフトウェア等のサポートは行わない。乙は、本アプリ等の利用に関する第三者からの苦情、問い合わせ等に関し、直接対応する義務を負わない。

第9条(不正利用)

本契約に反し、甲が不正利用をした場合は、違約金として、第4条所定の金額の3倍の料金を乙に支払うものとする。

第10条(サービスの利用停止)

甲が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに無催告で利用を停止させることができるものとする。乙は、本条において定める利用停止を行なった場合であっても、その契約者に対する損害賠償請求権を失わないものとする。

- 1) 破産、再生手続開始、更正手続開始、私的整理手続開始または特別清算の申立があった場合
- 2) 営業の停止又は解散した場合
- 3) 相手方に対し虚偽の事実を申告した場合

第11条(その他条件)

本アプリ等の利用にかかる支払条件、解約、支払遅延などの諸条件は、乙と甲(またはユーザー、ユーザー代理人)との間の別途契約時に定めるものとする。

第12条(個人情報の取り扱い)

乙および甲は、本サービス利用により知り得た個人情報(顧客の氏名、メールアドレス等)の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法令を遵守しなければならない。また甲は、ユーザーが当該法令を遵守するよう監督しなければならない。

第13条(反社会的勢力との関係排除)

1. 甲及び乙は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。
 - a) 自己及び自己の役員が反社会的勢力(平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ)でないこと、また反社会的勢力でなかったこと。
 - b) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと。
 - c) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと。
2. 甲又は乙は、相手方が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本規約の全部又は一部を解除することが出来るものとする。

第15条（法的措置）

本規約に関連する一切の紛争は、日本国大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、これを解決するものとする。